

(昭和二十五年五月の調査要綱)

特別消費者価格調査要綱

総理府統計局

一、調査目的

総理府統計局は連合國軍総司令部の指令にもとづき、昭和二十一年七月以降全國二十八都市につき消費者価格調査を実施しているが、各方面の需要により昭年五月及び十一月に特別消費者価格調査を行つた。然しこの種の調査は一年限りでは不充分であるから更に本年五月に前回と同じ規模方法により本調査を行ひ、これにより全國各地における消費者価格の実情ならびに消費生活の態様を明かにせんとするものである。

二、調査事項

調査世帯につき毎日各世帯からなる事項を申告せしめ。

- 一 累計上の現金支出に関する事項
- 二 累計上消費と現物支出に関する事項
- 三 世帯員及び住居に関する事項

総理府統計局が指定したものの価格及ぶ料金について調査施行市町における五月十六日現在の市場価格を都道府県を通じて報告せしめ。

三、調査の範囲及び各体の割当数

- (1) 調査地域 市町村行はるる市町村を除く。
- (2) 調査単体 調査地域における調査単体数の割当区分は次のようす。

人口二万以上の市 二〇世帯

人口一万以上二万未満の市 一五世帯

人口五千以上一萬未満の市 一一世帯

人口五千未満の市 九世帯

町制施行地 七世帯

計 三三・三九世帯

四、調査世帯の選定方法

- (1) 調査単位の選定は昭和二十五年調査用に用いる調査区を基準として、任意抽出法により総理府統計局がこれを行う。

- (2) 右により選定された調査単位より総理府統計局が指示する方法によらず、各市町において調査世帯の選定を行ふ。但し世帯の抽出選定に当たり在り世帯が当たるときはこれを除外し所定の方法により別の世帯を選択せしめる。

イ 早朝世帯

ロ 飲食店、旅館、客宿、云々下宿屋、刑務所等

ハ 選定の際一箇月以内に移転する旨を先方より申立て世帯

二、營業三営業からせ帶で営業上の支出と算計上の支出とが累積一分離せば、
世帯、

木 大戸で記入能力のない世帯、

ハ 常時不在地の世帯、

ト 納稅に長期療養者等があつて記入に堪えぬ世帯、

ナ 常時家族の大多数が二食以上三食外食している世帯、

リ 貸産敷、待合、置屋等を運営している世帯、

ヌ 購付の同居人がいるか、又は同居人の収支を分離しない世帯、

ル 一段歩以上(北海道は五段歩以上とする)の耕地面積作付する世帯、

ヲ 調査施行市町長が不適格とみとめた世帯、

△ が食料品店には食料品製造工場など一部世帯は調査実施区域外で世帯
に限る。

(3) 在により選定して調査世帯の世帯主を申請者とすることとする。

五、調査の期間

昭和二十五年五月一日から五月三十日まで三十一日間

六、調査の方法

調査の執行事務は財團法人大日本農業生産者連合会の事務局長より、各
令施行政所の支所長に依頼され、その下に調査員が置かれる。その担当は去り渡りである。

人口	指導員	調査員
二〇万以下の市	一四	一四
二〇万以上二〇万未満の市	三	一一
二五万以上一〇万未満の市	二	八
人口五万未満の市	一	六
町	一	五
計	六一	二三五

七、記入期間及び調査票の提出

- (1) 五月一日から十日までを記入期間第一期とし、十一日から二十日までを第二期、二十一日から三十一日までを第三期とする。
- (2) 調査員は記入者のうち記入済の第一期分調査票を五月十一日から十三日までに、第二期分調査票を二十一日から二十三日までに、第三期分調査票を六月一日から三日までに取り集め、各検査官に市町長に提出する。
- (3) 市町長は調査員の提出した調査票を内容検査し、後次の区分により都道府県知事に提出する。

第一期分調査票 五月十五日
第二期分調査票 五月二十五日
第三期分調査票 六月五日

調査所在地以外の令
五月十五日
六月五日

更に入市販賣は、指導員をして調査組織における統理府統計局長が指定期間(五月十六日)に在する市場小賣價格等を以てその統制價格及く料金を調査せしめ、この價格報告書(五月二十五日までに都道府縣知事に提出する。

(4) 都道府縣は縣府所管都市の分につきては第一期分調査票を五月二十二日までに、第二期分調査票及び前項ヲ併せ報告を六月二日までに、第三期分調査票を六月十二日までに(後述の統計局に送り、縣府所管都市以外の分は直ちに人口階級の大きさの都市から順次集計に着手し、集計を終了した都市を通じてよりまとめて一箇月間の調査票とともに統理府統計局に提出するものとする。但し提出の最終日限は七月十五日とする。

八、集計事項及ぶ集計方法

(1) 集計事項

- (1) 主要生活用品(費塗を含む)の平均價格及び一世帯当たり一箇月間の購入数量及く支出去額(市町別)
- (2) 一世帯当たり一箇月間の平均支出去額(市町別)
- (3) 消費者物価地域差指数

(2) 集計方法

都道府縣所在都市の分につきては統計局において中央集計し、その他の市町につきては統計局が各該市町の統計課長に依頼して該市町の統計課長は該市町に於ける統計調査を手する旨とする。

九、調査結果公表及公表期日

集計事項の全てにつき集計完了の旨を公表する。(最終の公表は調査後七箇月以内とする)
又統計局において公表するまでは都道府縣における公表は認めない。

十、調査の關係書類の保管期間及ぶ保管責任者

- (1) 保存期間 一箇年
- (2) 保管責任者 統理府統計局長

十一、統計事務職員

統理府統計局、都道府縣、市及び施行町においては統計法第十條第十一項の規定により同條第一項及び第二項に定める者以外の者はヨリ調査に從事させることができない。

十二、統計調査員

調査の準備に從事せらるべの統計法第十二條の統計調査員を置く。統計調査員は都道府長の選せんに基準都道府縣知事が任命する。

十三、證票の交付

指導員及び統計調査員には統計法第十三條に基く證票を交付する。

十四、調査票の使用

この調査の調査票は統計法第十五條の規定により統計以外の目的には使用しない。

十五、経費

概算三二〇万圓

(註) 備註の箇所は今後の修正並色示す。

○ 特別消費者価格調査
昭和二十四年三月二一日 指定統計に指定

(調査実施期日) 昭和二十四年五月
昭和二十四年十一月
昭和二十五年五月

○ 小売物価統計調査
昭和二十五年五月八日 指定統計に指定

○ 家計調査
昭和二十七年九月四日 指定統計に指定